

## 週休 2 日工事の実施要領

### 1. 趣旨

持続可能な建設産業を構築するためには、建設工事従事者の就労環境を改善することが重要であり、中でも建設現場における休日の確保は、若者や女性を始めとする担い手の確保・育成を図る上で、喫緊の課題となっている。

このため、建設産業における「週休 2 日」の実現に向け、本要領に、週休 2 日の確保に取り組む工事（以下、週休 2 日工事という。）の実施方法等を定める。

### 2. 用語の定義

#### 2. 1 週休 2 日工事（現場閉所型）

- (1) 「週休 2 日工事（現場閉所型）・通期」とは、対象期間において、4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- (2) 「週休 2 日工事（現場閉所型）・月単位」とは、対象期間内でさらに連続する全ての 4 週間（28 日）において、4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- (3) 「対象期間」とは、現場作業着手日から現場作業完了日までの期間をいう。なお、年末年始 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。
- (4) 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて 1 日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。
- (5) 「4 週 8 休以上」とは、現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8 日 / 28 日）の水準以上に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

#### 2. 2 週休 2 日工事（交替制）

- (1) 「週休 2 日工事（交替制）・通期」とは、対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら 4 週 8 休以上の休日を確保する取組をいう。
- (2) 「週休 2 日工事（交替制）・月単位」とは、対象期間内でさらに連続する全ての 4 週間（28 日）において、技術者及び技能労働者が交替しながら 4 週 8 休以上の休日を確保する取組をいう。
- (3) 「対象期間」とは、現場作業着手日から現場作業完了日までの期間をいう。なお、年末年始 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

また、下請企業については施工体制台帳上の工期<sup>\*1</sup>を基本とする。

\*1 施工体制台帳上の工期のうち実働期間が分散している場合には、受発注者協議で対

象期間を設定するものとする。

#### (4) 「4週8休以上」とは、

現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日日数の割合（以下、「休日率」という。）が、28.5%（8日/28日）の水準以上に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の休日についても、休日日数に含めるものとする。

### 3. 対象工事

現場作業を行う期間が1週間以上の全ての工事（営繩を除く）を対象とする。（「週休2日工事（交替制）」の場合は、「現場作業を行う期間」を、「技術者及び技能労働者が従事する期間」に読み替える。）

### 4. 発注方式

#### (1) 発注者指定型の「週休2日工事（現場閉所型）」として発注する。

また、現場閉所が馴染まない工事は、発注者指定型の「週休2日工事（交替制）」として発注する。

＜現場閉所が馴染まない工事の例＞

- ・緊急性が高い工事や通年維持工事等で休日（土日、祝日、年末年始休暇、夏季休暇）に作業が必要な工事
- ・連続施工せざるを得ない工事
- ・社会的要請により早期完成が望まれる工事

#### (2) 現場作業着手前に限り、受注者が発注者に協議したうえで、週休2日工事（現場閉所型）

は週休2日工事（交替制）に、週休2日工事（交替制）は週休2日工事（現場閉所型）にそれぞれ変更することができる。

#### (3) 週休2日工事（現場閉所型・交替制）のいずれも困難な工事は、例外的に週休2日工事の対象としないことができる。

＜週休2日工事の対象外の例＞

- ・災害復旧工事のうち、応急復旧工事（緊急随契を行うような工事）

### 5. 発注方法

#### (1) 発注者は、週休2日工事の発注にあたって、入札公告（入札情報）に発注方式（週休2日工事（現場閉所型）、週休2日工事（交替制）のいずれか）を、施工条件書に週休2日工事の適用について明示（別紙1参照）する。

#### (2) 工期の設定にあたっては、「土木工事における適正な工期設定の考え方（山口県土木建築部）」によるものとする。

### 6. 実施方法

#### (1) 受注者は、契約後速やかに、発注者と、週休2日工事の内容として、通期もしくは月単位のどちらを実施するか協議するとともに、「工期設定支援システム（山口県版試行）」

を活用する等しながら、必要工期について受発注者間で確認を行う。なお、受注者は、発注者が示した工期を延伸したい場合には、計画工程表を発注者へ提出すること。

(2) 発注者は、(1)により工期の延伸が必要と認められる場合は、速やかに工期延伸に係る契約変更を行うものとする。

また、受注者は、契約後の発注者との協議により決定した「週休2日工事」の実施内容を確実に履行するものとする。ただし、着手後に履行できないことが判明した場合には、速やかに発注者と協議すること。

なお、工事着手後に、工程の変更理由が以下の1)～5)に示すような受注者の責によらない理由により、工期の延伸が必要となった場合は、適切に工期の変更を行う。

- 1) 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- 2) 著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合
- 3) 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- 4) 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- 5) その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

## 7. 週休2日の確認方法

(1) 週休2日工事（現場閉所型）

1) 災害時等の緊急対応及び品質管理・安全管理等のため、現場閉所を計画していた日（休工日）に現場作業を行う場合は、原則、当該週において休工日を振替できるものとする。

2) 受注者は、工事完了後、現場閉所の状況を確認できる実施工程表（別紙4参照）を監督職員に提出する。ただし、同等の内容が確認できる資料であれば指定様式以外でも良い。期間は、現場作業着手日から現場作業完了日までとする。

なお、出面表等の根拠資料は提出不要であるが、監督職員や検査職員が請求した場合は、これを提示すること。

(2) 週休2日工事（交替制）

1) 受注者は、工事完了後、技術者や技能労働者の勤務状況が確認できる実施工程表（別紙4参照）を監督職員に提出する。ただし、同等の内容が確認できる資料であれば指定様式以外でも良い。期間は、技術者及び技能労働者が従事した期間とする。

なお、出面表等の根拠資料は提出不要であるが、監督職員や検査職員が請求した場合は、これを提示すること。

## 8. 経費の補正方法

(1) 週休2日工事（現場閉所型）

発注時は、4週8休以上（通期）を達成した場合の補正係数を各経費に乘じたうえで予定価格を設定するものとする。

なお、4週8休に満たないものは補正しないこととし、補正分を減額する契約変更を行う。

(2) 週休2日工事（交替制）

発注時は、4週8休以上（通期）を達成した場合の補正係数を各経費に乘じたうえで予定価格を設定するものとする。

なお、4週8休に満たないものは補正しないこととし、補正分を減額する契約変更を行う。

(3) 共通事項

補正係数は別紙のとおり。

## 9. 工事成績評定

(1) 週休2日工事（現場閉所型）

- 1) 受注者が月単位を実施するとした場合において、これの達成が確認された場合に、工事成績評定の考查項目別運用表において加点する。
- 2) 明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られず、週休2日を達成できなかつた場合については、内容に応じて点数を減ずる措置を行うものとする。

(2) 週休2日工事（交替制）

上記（1）の「現場閉所」を「技術者及び技能労働者の休日確保」に読み替えるものとする。

(3) 共通事項

提出資料への虚偽の記載等が工事中又は工事完了後に判明した際には、不誠実な行為として取り扱う場合がある。

## 10. 工事標示板

週休2日工事の受注者は、週休2日に取り組んでいることを、工事標示板に明記するものとする。

### 附 則

この要領は、平成30年5月1日から適用する。

### 附 則

この要領は、平成31年4月1日から適用する。

### 附 則

この要領は、令和2年5月1日から適用する。

### 附 則

この要領は、令和3年5月6日から適用する。

### 附 則

この要領は、令和3年7月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和 4年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和 4年5月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和 4年10月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和 5年5月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和 6年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和 6年6月1日から適用する。

**【土木工事】、【機械設備工事】**

<補正係数（週休2日工事（現場閉所）・通期）>

それぞれの経費に以下の補正係数を乗じる。なお、市場単価方式・土木工事標準単価については、別表に示す補正係数を乗じるものとする。

1) 4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）

- ・労務費 1.05
- ・機械経費(賃料) 1.04
- ・共通仮設費率 1.04
- ・現場管理費率 1.06

<補正係数（週休2日（交替制）・通期）>

技術者及び技能労働者の休日率に応じて、それぞれの経費に補正係数を乗じる。なお、市場単価方式・土木工事標準単価については、別表に示す補正係数を乗じるものとする。

1) 4週8休以上（休日率28.5%（8日/28日）以上）

- ・労務費 1.05
- ・現場管理費率 1.03

〔(注1) 適用する積算基準により補正する経費対象が異なる場合  
○積算基準が異なる複数工種区分を有する工事については、主たる工種の間接工事費率を適用する。〕

## 市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数	
		現場閉所	交替制
		通期	通期
鉄筋工		1.05	1.05
ガス圧接工		1.04	1.04
インターロッキングブロック工	設置	1.02	1.02
	撤去	1.05	1.05
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.01	1.01
	撤去	1.05	1.05
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.01	1.01
	撤去	1.05	1.05
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.04	1.04
	撤去	1.05	1.05
防護柵設置工（落石防護柵）		1.02	1.02
防護柵設置工（落石防止網）		1.03	1.03
道路標識設置工	設置	1.01	1.01
	撤去・移設	1.04	1.04
道路付属物設置工	設置	1.02	1.02
	撤去	1.05	1.05
法面工		1.02	1.02
吹付枠工		1.03	1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.03	1.03
道路植栽工	植樹	1.05	1.05
	剪定	1.05	1.05
公園植栽工		1.05	1.05
橋梁用伸縮接手装置設置工		1.02	1.02
橋梁用埋設型伸縮接手装置設置工		1.04	1.04
橋面防水工		1.02	1.02
薄層カラー舗装工		1.01	1.01
グルービング工		1.01	1.01
軟弱地盤処理工		1.02	1.02
コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1.01	1.01

別表 (2/2)

土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数	
		現場閉所	交替制
		通期	通期
区画線		1.05	1.05
排水構造物工		1.05	1.04
コンクリートブロック積工		1.05	1.04
構造物取りこわし工	機械	1.04	1.04
	人力	1.05	1.05